

# 千歳市任期付職員採用候補者登録試験実施要領

千歳市任期付職員採用候補者登録試験を次のとおり行います。

任期付職員とは、育児休業を取得する職員の代替として任期を定めて勤務する職員をいいます。

千歳市では、市民や行政など千歳に関わる「みんな」が連携してまちづくりに取り組む『**市民協働**』を進めています。

そのため、**自ら市内に居住し**、地域活動の担い手として活躍するとともに、災害時に備えた自助・共助・公助の意識を高く持ち、地域の意向や課題を的確にとらえ、職務に生かしていくことができる人材を求めています。

## 1 職種・採用予定人員及び受験資格

職 種	採用予定人員	受 験 資 格 ※ 欄外注意書きを必ずお読みください
作業療法士	1名	昭和48年4月2日以降に生まれた方で、作業療法士の資格を有する方

(注)

1. 受験資格として、採用後千歳市に居住可能な方とします。
2. 日本国籍を有しない方も受験することができます。ただし、就業が制限されている在留資格の方は受験できません。
3. 次の地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する方は受験できません。

- ・成年被後見人又は被保佐人
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 育児休業を取得する職員が、育児休業を取得する前の産前・産後休暇を取得する期間に臨時的任用職員として採用することがあります。

## 2 試験の方法

### (1) 第1次試験

試 験 科 目	試 験 の 内 容
①性格適性検査	職種及び職場への適応性を一般的な性格の面からみる筆記検査
②小 論 文	出題したテーマによる筆記試験
③個 別 面 接	個別面接

### (2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して、次の試験を行います。

検 査	検 査 の 内 容
身 体 検 査	指定の検査書により指定科目を受診し、提出していただきます。

※ 身体検査の結果により、不合格となる場合があります。

### 3 試験の日時及び場所

試験区分	日 時	場 所
第1次試験	随 時	市立千歳市民病院2階講義室 (千歳市北光2丁目1番1号)
第2次試験	随 時	第1次試験合格者にお知らせします。

※ 第1次試験の日時等は、受付後に送付する受験票にて通知します。

### 4 給与の概要

平成30年度の初任給は次のとおりです。

- (1) 大学4卒者 186,900円
- (2) 短大3卒者 175,700円

※ 採用前の経験等に応じて、最大20号俸まで加算されることがあります。

(参考) 20号俸加算後の金額

- (1) 大学4卒者 218,300円
- (2) 短大3卒者 205,400円

※ 任期付職員には、時間外手当、扶養手当、医療看護手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の支給があります。

### 5 受験手続及び受付期間

#### (1) 受験申込書類

ア 千歳市任期付職員採用候補者登録試験申込書 (市指定用紙)

イ 履歴書 (市指定用紙に証明用写真貼付のこと)

※ 市指定用紙は、日本工業規格A3横型ですが、日本工業規格A4縦型2枚に分割可です。

※ 証明用写真は無帽、無背景、鮮明の6か月以内に撮影したものとし、パソコンでの写真印刷は不可とします。

ウ 面接シート (指定用紙)

エ 資格免許証の写し

オ 日本国籍を有しない方は、在留資格及び就労制限の有無が確認できる書類の写し (特別永住者証明書、在留カード、外国人登録証、パスポート等)

#### (2) 受験申込書類の提出先及び問い合わせ先

市立千歳市民病院事務局総務課総務係

〒066-8550 千歳市北光2丁目1番1号 TEL 0123-24-3000 (内線: 8233)

#### (3) 受付期間

随 時

(直接持参する場合の受付時間は、平日の午前8時30分午後5時までとなります。)

※ 郵送で申込する場合は必ず簡易書留郵便でお申し込みください。

※ 受験票は受付期間終了後、郵送いたします。

#### (4) 受験申込書類の入手方法

市立千歳市民病院事務局総務課及び市民病院ホームページ (職員募集) にて入手できます。

また、郵送により入手を希望する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込書類請求」と朱書き、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒 (日本工業規格A4サイズが入る封筒角形2号) を同封して事務局総務課へ送付してください。

## 6 任用期間

任用期間は3年以内で、職員の育児休業期間に応じて決定します。

なお、職員の育児休業期間に延長又は短縮があった場合は、任用期間が変更になります。

## 7 その他

- (1) 受験の際は、試験に適した準備と服装で開始時間の10分前までに試験会場に集合してください。
- (2) 第1次試験の際は、受験票、鉛筆(シャープペンシル)及び消しゴムを持参してください。
- (3) 応募書類は、一切返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- (4) その他、詳細については、事務局総務課にお問い合わせください。